

教職課程に関する情報公開

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組みに関すること。(施行規則第22条の6第6号)

1) 学生による授業評価

「教職に関わる科目」「教科に関わる」「66条の6に関わる科目」について、学生による授業評価アンケートを毎年・毎学期に実施している。各科目担当教員は、授業評価アンケートの結果を受け、担当科目の授業を振り返り、どのように授業改善を行っていくかをまとめ「意見と総括」を作成する。また、この結果を「授業評価アンケート結果報告書」として、学生に公開している。このサイクルにより、継続して授業改善に努め、教育の質の向上をはかっている。

2) 現職教員や教員経験者との連携による授業運営

教職に関する科目のうち、指導法に関する科目や「教育実習指導」など実践的な内容が重要となる科目では、現職教員や教員経験者に非常勤講師（客員教授含む）に科目担当を委嘱している。また、「教育実習」の事前事後指導や「教職実践演習」においては、学校現場での豊富な指導経験をもつ現職教員や教員経験者をゲストスピーカーとして招き、指導を受けている。